

公益社団法人日本将棋連盟と名古屋市との文化振興に係る

連携協力に関する協定

公益社団法人日本将棋連盟（以下、「甲」という。）と名古屋市（以下、「乙」という。）は、日本の伝統的な文化である「将棋」の普及・振興に係る連携協力に関して、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携協力し、日本の将棋文化の普及・振興を推進することにより、市民が日本の伝統文化である将棋に対する関心を高め、触れる機会を創出することをもって、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について将棋文化の普及・振興に係る連携協力に取り組む。

- （1）将棋文化の普及啓発に関すること
- （2）将棋文化活動の支援に関すること
- （3）その他、相互に連携し、協力することが必要と認められること

（施設使用）

第3条 第2条の連携協力事項として甲が事業を実施する場合において、乙が所有する文化施設を別に定める条件のもと使用できるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、第1条第1項に規定する事項の連携及び協力によって知り得た相手方の秘密を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。ただし、名古屋市情報公開条例その他の法令に基づく場合及び相手方に承諾を得た場合については、この限りでない。

2 前項の規定は、本協定の終了後又は解除後においても同様とする。

（個人情報の保護）

第5条 甲及び乙は、個人情報の重要性を十分認識し、第2条に規定する事項を実施するに当たって、名古屋市個人情報保護条例等を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了2か月前までに、双方のいずれからも改廃の申し出がない場合には更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(解除)

第7条 甲及び乙は、有効期間内にあっても、やむを得ない事由が生じた場合には、甲乙協議の上、本協定を解除することができる。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項及び疑義のある事項について、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定を締結した証として、本書2通を作成し、双方署名のうえ各自1通を保有する。

令和2年12月17日

甲 東京都渋谷区千駄ヶ谷2丁目39番9号

乙 名古屋市中区三の丸3丁目1番1号

公益社団法人日本将棋連盟

名古屋市

会 長

市 長